

高齢者宅にて関係者が対応を検討し、弁護士につないだ独居高齢者のリースバック事例

3日前、90歳代独居高齢者がリースバック契約の勧誘を受け契約、売却代金の2000万円は高齢者施設への入居資金にしようと考えていたが、現金では受け取れず、毎月の家賃に充当されるだけと分かった。契約を止めたいと申し出るも、事業者が応じず。

→ 契約者本人が警察に相談、警察からセンターに当該事案のクーリング・オフは可能かと相談が入った。本人自らが売り主であるため、クーリング・オフの適用はできない旨回答。後刻、本人からセンターに相談が入った。本人は同意したのみであり、売買契約はしていないとのこと。センターにて書面を確認したところ、「書類預かり証」には、権利書、売買契約書、賃貸契約書などのチェックが入っており、契約済みと判明した。警察から事業者に対し、今回の約束はすべてキャンセルする旨連絡したが、事業者側弁護士は引き下がらず。センターでは、本人一人で明確に断ることは難しいと判断し、弁護士会の高齢者出張相談を利用することにし、本人宅において、センター相談員、地域包括支援センター職員も同席して今後の対応を検討した。当該事案は弁護士が受任し、法務局にて無断売却を防ぐための登記が完了するとともに、成年後見制度の利用も視野に、問題の解決を図ることとなった。